

会場一時使用賃貸借契約書

借主(乙)はつくるまサーキット那須(栃木県那須塩原市高林 259-1)(以下、会場という)をサンライズサーキット合同会社(甲)(以下、当社という)の定めるつくるまサーキット那須 コース貸切規約に従い、一時使用の目的を持って使用する賃貸借契約を締結する。

1. 賃料 当会場規定通りとする。
2. 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日
3. 使用制限
 1. 会場内におけるテレビ、ラジオの録画、及び実況放送、並びに写真、映画の撮影は、記録、報道、及び商業用の目的にかかわらず、承諾されたもの以外は行なわない。
 2. 会場内における広告宣伝、広報活動、物品販売等の営業行為は、会場側が承諾したもの以外は行なわない。
 3. 来場者が、会場の付帯設備、機械、器具、機材等に損害を与えた場合は、(乙)の責任において直ちに復旧又は賠償する。
 4. 会場内に許可されて設置したすべての施設、掲示物、機材等は当日内に撤去する。

4. 免責条項

当社は直接、間接を問わずすべての来場者[オーガナイザー(役員、チーム・クラブ員)関係者(車両の所有者、サービス要員、プレス等を含む)運転者、同乗者、ギャラリー等]が下記の事由によって生じる一切の損害を賠償いたしません。

I. 事故の種類

1. 水捌け用溜池転落事故
2. 転倒、衝突事故
3. 車両の火災事故(転倒、衝突、整備不良車等による火災)
4. メンテナンス中の事故(場内、積載車両の乗降時及び車両搬送中を含む)
5. 運転者の誤操作事故防護壁肌上によるギャラリー等の死傷及び走行指導員等の死傷)
6. 走行指導員の誤指示誘導による事故(急、停止・徐行指示等)
7. 競技車両の破損による事故(タイヤ、ホイール、パーツ類の飛び跳ね)
8. 競技車両による岩石飛び跳ね事故
9. 山火事による事故(工作物火災を含む)
10. 動植物による事故(動物のコース上の飛び出し、犬・蛇咬傷 蜂傷 うるしかぶれ等)
11. 構築物、工作物の損壊による事故(トイレ、フェンス等)
12. 財物の滅失、毀損、汚損事故
13. 故意または過失による事故
14. その他の事故(無免許、酒酔い、心身喪失、闘争行為等)
15. 地震、落雷、洪水、さし水、強風、突風、積雪、結氷、濃霧等の天災事故
16. 上記各項以外に起因するすべての人身事故、物損事故

II. 損害の内容

1. 科目 脳神経系、循環器系、呼吸器系、消化器系、耳鼻咽喉系、皮膚泌尿器系、視神経系、アレルギー性疾患、外傷性疾患、食中毒等の死傷 財物の盗難、損壊等
2. 科目例
 - 1 溺死、感電死、圧迫死
 - 2 全身打撲、頭部損傷、出血、ショック、心臓麻痺、狭心症、身体切断、内臓破裂、火傷、爆裂、急性アルコール中毒等による死亡
 - 3 火傷、失明、切裂、擦過傷、骨折、打撲、脱臼、捻挫、むちうち、てんかん、頭痛、めまい、食中毒、花粉症、凍傷、日射病、眼窩底骨折、網膜剥離、音響外傷等の傷害
 - 4 金銭、車両、物品の盗難、損壊、破損、毀損、汚損

5. 特約事項

1. (乙)は当会場規定を遵守し、全責任をもって運営管理にあたり、特に安全面には万全の配慮を行ない、適切な係員の配置、救急対策を講ずる。
2. (乙)は当会場内で起きたすべての人身事故、物損事故、火災等に関しすみやかに適切なる前後措置をとる。
3. (乙)は山火事の危険に対して、当コース北東方面の山林地帯に警備員を配置し常時監視するとともに、指定危険区域にはギャラリー等が立ち入らないように指導監督する。
4. (乙)はすべての運転者、同乗者、関係者及び車両の所有者(以下走行関係者)が競技会、練習走行会、テスト走行等の当会場使用について契約内容を理解して承諾していること。ならびに、未成年の走行関係者も同様に親権者の承諾を得ていることを明確にする。
5. (乙)は(乙)及び走行関係者が、当コースはJAF安全基準に適合したコースであることを確認し、事故については各自自己責任であることを明確にする。
6. 免責条項及び前各項にもとづき、(乙)ならびに走行関係者とその親族は、(甲)に対してすべての損害賠償の請求、訴訟を放棄する。
7. グラベルコース使用時、粉塵公害防止のため散水は降雨扱いとし、近隣より苦情が出れば、クラスごとで中断散水も止むを得ないものとする。
8. 当会場敷地内は禁煙とし、喫煙は所定の場所でのみ行うこと。(乙)は全参加者にその旨を徹底させるものとする。
9. 当契約書に定めなき事項は当社「つくるまサーキット那須 コース貸切規約」を準用する。
10. 管理者の指示に従わない者、および本契約の違反者には退場も止むを得ないものとする。
11. 本契約に定めなき事項及び疑義は(甲)、(乙)協議の上決定する。
12. (乙)は暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)に関する下記事項を確約し契約する。
 - ・(乙)自らおよび役員、スタッフ(又はこれらに準ずる者をいう)が、反社会的勢力ではない
 - ・反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでない。
 - ・本土地及び施設等を反社会的勢力の活動の拠点に供させない、及び本土地及び施設内に反社会的勢力を出入させない
 - ・本土地及び施設の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせない
 - ・自ら又は第三者を利用し、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為をしない
 - ・偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしない
13. 契約締結後に自ら又は役員やスタッフ(又はこれらに準ずる者)が反社会的勢力に該当したときは契約解除とし、一切の費用返還は行わない。代金未払の場合はキャンセル料の請求が発生する。

年 月 日 (甲) 貸主

栃木県那須塩原市高林 259-1

SUNRISE CIRCUIT 合同会社

印

代表社員 坂本 光

(乙) 借主

主催団体名

責任者氏名

住所(〒

印

電話番号